省　令

○防衛省令第十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。次条において「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下この条において同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$＋施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員又は第一号任期付研究員の俸給月額の切替え）

第二条　施行日の前日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員又は同条第三項に規定する第一号任期付研究員の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、人事院規則九―一二四（平成二十一年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え）第一条又は第二条の規定の例による。

（委任規定）

第三条　この省令に定めるもののほか、俸給の切替えに関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一―二

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万七千二百円」を「二万七千百円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―六八

人事院規則九―六（俸給の調整額）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―六の一部改正）

第一条　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の公安職俸給表㈡の表中「12,500円」を「12,400円」に改め、別表第二の海事職俸給表㈠の表中「12,800円」を「12,700円」に、「14,200円」を「14,100円」に、「15,300円」を「15,200円」に改め、別表第二の教育職俸給表㈠の表中「10,500円」を「10,400円」に改め、別表第二の教育職俸給表㈡の表中「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二の研究職俸給表の表中「16,100円」を「16,000円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈠の表中「13,900円」を「13,800円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈢の表中「12,600円」を「12,500円」に改める。

（人事院規則九―六―五八の一部改正）

第二条　人事院規則九―六―五八（人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「調整基本額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下この項において「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、同項第二号中「調整基本額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、同項第三号中「場合」を「場合。以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあっては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第四号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与等に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七〇

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―八の一部改正）

第一条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の医療職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

33	34
34	35
34	36
35	37
35	37
36	38
36	38
37	39
38	39
39	40

を

に改める。